

宿泊客数が目標の10万人達成

2019年の市観光動態調査結果を公開

市は、2019年観光動態調査結果を発表しました。日韓関係の影響による韓国からの観光客の減少や国内外の団体旅行の減少などにより、観光入込客数は125万2000人と前年から約11万2000人減少しました。

観光消費額は前年の66億5000万円から63億3000万円に減少したものの、1人当たりの消費額は前年の4873円から5050円に増加しました。宿泊客数は、前年の9万6000人から10万1000人に増加。観光振興計画の2028年の目標10万人を突破しました。また、川下りの利用客数は36万5000人と前年から5万7000人の減少。外国人観光客数は19万6000人と前年から3万7000人減少しました。



夜の観光を充実させて滞在時間の延長を狙う

今年、新型コロナウイルス感染症の影響で更に厳しい数値になることが予想されます。今後は、国や県などと連携し、市独自のキャンペーンを実施するなど、国内の観光客の誘致を図り、滞在時間の延長や地域消費の拡大につけていきます。

なお、観光動態調査の詳細は、市公式サイトで公開しています。



市公式サイト(観光課)

【問】市観光課おもてなし推進係(☎77・8564)

観光ガイドを募集

市観光協会は、観光ガイドを募集します。研修があるので未経験者も歓迎。柳川観光をみんなで盛り上げませんか。

- 応募資格 16歳以上、市内外不問
- 応募方法 住所、氏名、携帯電話番号、メールアドレスを記載して同協会事務局(info@yanagawa-net.com)へ送信

【問】同協会事務局(☎73・2145)

市は毎年、市政の振興や発展などに力を尽くした人や団体を表彰する市政功労者表彰式を行っています。今年、7月1日に柳川庁舎で実施。長年、市議会議員や行政区長を務めた人や、市に多額の寄付をした人、公共的な団体の役員を務めた人など、27人、2団体を表彰しました。表彰した人や団体は次のとおりです(敬称略)。

■永年在職
 ▷市議会議員在職20年＝緒方寿光
 ▷行政区長在職15年＝原田博、松藤博司、山田利幸、内田成彦、相浦武▷同10年＝江口賢治、金子華、高田英樹、古賀幸弘、古賀重治、山崎勝敏、石橋満雄、阿志賀文雄、古賀光幸▷市選挙管理委員会委員在職10年＝中村博文▷柳川市市民協働のまちづくり事業選考委員会委員在職10年＝加留部貴行、鈴木登美子

■市の公益のため多額の金品の寄付
 ▷福祉事業のための寄付＝松本勝男▷教育の振興発展のための寄付＝(公財)緒方記念科学振興財団(理事



市政発展への功労者を表彰

市政功労者27人、2団体を7月1日に表彰

道路の維持管理に協力を

道路は利用するみんなの財産

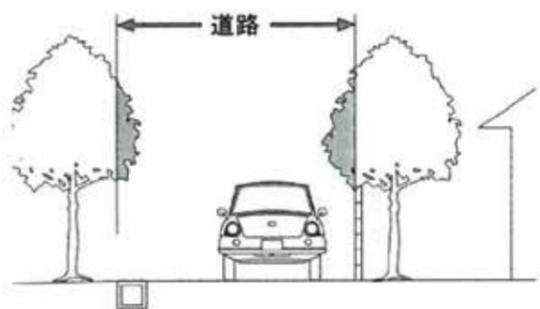
毎年8月は「道路ふれあい月間」です。道路を利用する市民の皆さんは、あらためて道路の役割や重要性を認識し、道路を常に美しく安全で快適に利用できるように協力をお願いします。

【問】市建設課維持係(☎77・8546)

道路に異常を見つけたら連絡を

道路舗装の穴ぼこや側溝の蓋の破損など、道路の異常は重大な事故を引き起こす可能性があります。現在、市が管理する市道は約101

6km。市は、利用者が道路を安全で快適に通行できるように、パトロールにより早期発見に努めています。市民の皆さんも、道路の異常を見つけたときは、市建設課維持係へ連絡をお願いします。



道路上にかかる樹木は持ち主が剪定してください

道路上や通学路に樹木がはみ出すと、道幅が狭くなることで見通しが悪くなり、歩行者や自動車の通行の妨げにもなり、大変危険です。道路にはみ出した宅地内の樹木は、持ち主が責任を持って剪定をお願いします。道路は皆さんの財産です。ルールを守り、快適で住み良いまちにしましょう。



道路上にできた穴ぼこ(上)や側溝蓋の破損(下)。歩行者や自転車、バイクの転倒につながりとても危険

空き家や空き地は適正に管理しましょう

お盆などの家族が集まる機会に相続など権利関係の整理を

人口減少による少子高齢化の進行で、全国的に空き家や空き地が増加し、大きな社会問題となっています。空き家や空き地の管理は、所有者の責任です。

昨年度、市に寄せられた空き家に関する相談件数は33件。空き家は、屋根や壁の落下、雑草の繁茂、湿気によるカビの発生、不法侵入、放火の恐れなどさまざまな問題を生じさせ、地域住民の安全を脅かします。また、適正に管理されていない空き家や空き地が原因で、近隣住民や行人に被害が生じた場合、損害賠償を請求される場合があります。

●適正な管理を 月に1回ほどの定期的な点検や手入れ、大雨や台風、地震などに備えた点検、荷物の整理などを行い、空き家や空き地を適正に管理しましょう。

- 権利関係の整理 居住中から空き家になったときのことを考え、相続や遺言、相続不在者については、司法書士などの専門家に相談しましょう。
- 活用の検討を 人が住んでいない家は、早く傷むため不動産業者へ相談し、売却や賃貸などの「活用」を検討しましょう。

【問】市生活環境課環境係(☎77・8485)

